

第1回 鶴岡市文化芸術推進基本計画 策定委員会 次第

日時：令和元年7月31日(水) 16:00～  
場所：鶴岡アートフォーラム 大会議室

委嘱状交付

開会

教育長あいさつ

◆ 協議

- (1) 文化芸術基本法について 法律改正と国の計画
- (2) 鶴岡市文化芸術推進基本計画 について
- (3) 現状を示す資料
- (4) 今後のスケジュール確認 について
- (5) 委員の専門領域を踏まえた意見発表
- (6) その他

閉会

終了後、「つるおか文化部ミーティング」へ

## 鶴岡市文化芸術推進基本計画 策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 文化芸術基本法(平成29年6月23日改正 法律第73号)7条の2の規定に基づき策定する「鶴岡市文化芸術推進基本計画(以下「基本計画」という。)」の内容に関して意見を聴くため、鶴岡市文化芸術推進基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

### (意見聴取事項)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項を検討する

- (1) 基本計画の内容に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関して必要と認められる事項

### (組織)

第3条 策定委員会は12名以内で組織し、下記に掲げる者をもって構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 専門家又は識見を有する者
- (2) 関係団体・団体等の代表又は構成員
- (3) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関して必要と認められる者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会は委員長が招集し、会議の議長となる

策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は教育委員会社会教育課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

### 附則(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

令和元年度 第1回 鶴岡市文化芸術推進基本計画 策定委員会 参加者名簿

(令和元年7月31日開催)

■委員

氏名	所属等	区分
太下 義之	独立研究者（文化政策） 独立行政法人国立美術館理事	アドバイザー
上野 由部	黒川能の里・王祇会館 館長 (公財) 黒川能保存会 業務執行理事	地域/舞台 /芸能
鈴木 郁生	西郷小学校 校長	小学校/中学校
東山 昭子	鶴岡市芸術文化協会 会長	地域/芸文全般
酒井 英一	文化財保護審議会 委員	文化財
後藤 洋一	(一社) DEGAM 鶴岡ツーリズムビューロー 事務局次長	観光
平 智	山形大学 農学部教授	学識/森林文化（食文化）
佐藤 豊継	鶴岡市社会福祉協議会 事務局長	障害者/高齢者
高谷 時彦	東北公益文科大学 大学院特任教授	景観/まちづくり
黒澤 由希	アートフォーラム講師（HAYASE 主宰）	アートF 講師

■教育委員会

氏名	職名・所属等
布川 敦	教育長
石塚 健	教育部長
鈴木 晃	教育委員会参事
佐藤 嘉男	社会教育課長
佐藤 尚子	〃 文化主幹
三浦 裕美	〃 文化財主幹
坂田 英勝	〃 芸術文化主査
五十嵐 恭子	〃 芸術文化主査
梅津 夕子	〃 芸術文化係専門員
渡邊 雅之	〃 芸術文化係専門員

